

日銀市第 202 号
2021 年 8 月 27 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行
金 融 市 場 局
業 務 局

LIBOR 参照貸出の日本銀行への担保差入状況にかかる確認の依頼について

先般、「円LIBOR参照貸出の新規取引の停止等に向けた対応について」（2021年6月25日付日銀市第160号）におきまして、LIBORの恒久的な公表停止を踏まえた円LIBOR参照貸出の日本銀行への担保差入にかかる取扱いについて、検討を進めている旨お知らせしたところです。

LIBOR の恒久的な公表停止に備えた日本銀行適格担保の要件や具体的な取扱いにつきましては、今後、9月下旬を目途にご連絡しますが、LIBOR 参照貸出については、2022 年以降の金利に関する規定方法によっては、担保として差入れ続けて頂くためには契約変更が必要となるほか、担保の返戻を要することがあり得ます。つきましては、こうした対応に備えて頂く観点から、現在、日本銀行に担保として差入済みの LIBOR 参照貸出の有無や 2022 年以降の後継金利の規定方法をご確認頂きますようお願いいたします。

なお、日本銀行に担保として差入済みの LIBOR 参照貸出については、担保差入金融機関等において、契約変更や担保の返戻に関する貸出毎の対応予定をリストとして一覧化のうえ、日本銀行へ報告頂く予定です。この点につきましても、上記ご連絡と併せてご連絡します。

<本件に関する照会先>

(差入済みの LIBOR 参照貸出の確認および日本銀行への報告について)

日本銀行 業務局

総務課 営業・国債業務企画グループ (03-3277-3073)

(上記以外の事項)

日本銀行 金融市場局

市場調節課 オペレーション企画グループ (03-3277-0055)

以 上